

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び同法施行規則第183条に基づく開示事項)

(会社法第794条第1項及び同法施行規則第192条に基づく開示事項)

2024年8月14日

東京都千代田区紀尾井町3番12号

株式会社ココペリ

代表取締役 近藤 繁

東京都墨田区石原 2-21-1

株式会社フローリー

代表取締役 大須賀 清隆

株式会社ココペリ(以下「吸収分割会社」といいます。)と株式会社フローリー(以下「吸収分割承継会社」といいます。)は、両当事者間で締結した2024年8月14日付吸収分割契約書(以下「本件契約」といいます。)に基づき、2024年10月1日を効力発生日(以下「本件効力発生日」といいます。)として、吸収分割会社の FLOW 事業(以下「本件事業」といいます。)に関する権利義務(以下「本件承継権利義務」といいます。)を、吸収分割承継会社に承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を行うことにいたしました。

本件分割に関し、会社法(以下、単に「法」といいます。)第782条第1項及び同法施行規則(以下、単に「規則」といいます。)第183条並びに法第794条第1項及び同法施行規則第192条に定める事項は以下のとおりです。

なお、本件分割は、吸収分割会社において法第784条第2項に定める簡易分割となります。

1. 本件契約の内容(法第782条第1項及び法第794条第1項)  
別紙1のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項(規則第183条第1号イ及び規則第192条第1号)  
吸収分割承継会社は、吸収分割会社に対して、本件契約に定める金銭を対価として支払うものとしておりますが、当該対価については、第三者である事業価値算定機関により算定された本件事業の事業価値を基準に定められたものであり、相当であると判断しております。

3. 吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(規則第183条第3号及び第192条第3号)  
該当事項はございません。
4. 吸収分割会社に関する事項(規則第183条第5号イ、第192条第4号)
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容  
吸収分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」又は吸収分割会社の下記の Web サイトからご覧いただけます。  
<https://www.kokopelli-inc.com/ir/securities/>
  - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容  
該当事項はございません。
  - (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容  
該当事項はございません。
5. 吸収分割承継会社に関する事項(規則第183条第4号、第192条第6号ロ)
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容  
吸収分割承継会社は、2024年7月1日(以下「設立日」といいます。)に設立された会社であるため、確定した最終事業年度はございません。なお、吸収分割承継会社成立の日における貸借対照表は、別紙2のとおりです。
  - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容  
該当事項はございません。
  - (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容  
該当事項はございません。
6. 本件効力発生日後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項(規則第183条第6号、第192条第7号)
  - (1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項  
吸収分割会社の2024年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を十分に上回っており、本件効力発生日以降における吸収分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件効力発生日以降において、吸収分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予想されておりません。  
上記を踏まえ、また、吸収分割会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑み、本件効

力発生日以降における吸収分割会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割承継会社の設立日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を十分に上回っており、本件効力発生日以降における吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件効力発生日以降において、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予想されておられません。

上記を踏まえ、また、吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑み、本件効力発生日以降における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項(規則第183条第7号、第192条第8号)変更が生じたときは、直ちに開示いたします。

以上

(別紙1)吸収分割契約

## 吸収分割契約書

株式会社ココペリ(以下「甲」という。)と株式会社フローリー(以下「乙」という。)は、甲が営む FLOW 事業(以下「本事業」という。)に関して有する権利義務の一部を吸収分割の方法により乙に承継させることに関し、以下のとおり合意したので、吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第1条(目的)

甲は、本契約に定めるところにしたがい、吸収分割により、本事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する(以下「本分割」という。)

### 第2条(本分割の当事者)

本分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び所在地は、以下の各号に定めるところによるものとする。

(1) 甲:吸収分割会社

商号:株式会社ココペリ

所在地:東京都千代田区紀尾井町3番12号

(2) 乙:吸収分割承継会社

商号:株式会社フローリー

所在地:東京都墨田区石原2-21-1

### 第3条(本分割により承継する権利義務に関する事項)

1. 乙が本分割により甲から承継する資産、債務その他の権利義務(以下「本承継対象権利義務」という。)は、別紙に記載のとおりである。
2. 本分割により甲から乙に承継される債務その他の義務の引受けは、免責的債務引受の方法によるものとする。

### 第4条(本分割に際して交付する金銭等)

1. 乙は、本承継対象権利義務の対価として、金3,000,000円(不課税)を甲に交付する。
2. 前項の対価は、第7条に定める効力発生日に、甲が指定する金融機関口座に振込む方法で支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

#### 第5条(本分割に際して行われる手続)

本分割に際して甲及び乙が行う手続は以下の通りである。

- (1) 甲は、会社法第784条第2項の定めに基づき、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本分割を行う。
- (2) 乙は、効力発生日の前日までに会社法第795条第1項所定の株主総会による本契約の承認決議を受ける方法で、本分割を行う。

#### 第6条(競業禁止)

甲は、本分割に関して、競合禁止義務を負わないものとする。

#### 第7条(本分割の効力発生日)

本分割がその効力を生じる日(以下「効力発生日」という。)は、2024年11月1日とする。但し、組織再編手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、別途合意することにより、これを変更することができる。

#### 第8条(秘密保持)

1. 甲及び乙は、本契約の存在及び内容、本契約の交渉の経緯及び内容、並びに、本契約の交渉及び履行の過程において書面又は口頭その他方法の如何を問わず、相手方当事者より受領した相手方当事者に関する情報(以下総称して「秘密情報」という。また、秘密情報を開示する当事者を「開示当事者」といい、秘密情報を受領する者を「受領者」という。)をいかなる者に対しても開示し、又は漏洩してはならず、また、かかる秘密情報を本契約の締結及び本分割の実行以外の目的のために使用してはならない。但し、各受領者は、本契約の締結及び本分割を実行するために合理的に必要な限度で、自らの役職員及びアドバイザーに対して秘密情報を開示することができる。その場合、当該開示をした受領者は、秘密情報の開示又は提供を受けた者が、開示された秘密情報を他の第三者に開示し、又は他の目的に使用することがないように、これらの者に対して本契約に基づく秘密保持義務を遵守させるものとし、そのために必要な合理的措置を講じる。また、各受領者は、本項に基づき自己が秘密情報を開示又は提供した者による秘密保持義務違反について、開示当事者に対して一切の責任を負う。
2. 以下の情報については秘密情報から除外されるものとする。
  - (1) 開示当事者から開示された時点で既に公知となっていたもの
  - (2) 開示当事者から開示された後で、自らの責めに帰すべき事由によらずに公知となったもの
  - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示されたもの
  - (4) 開示当事者から開示された時点で、既に適法に保有していたもの
  - (5) 開示当事者から開示された情報を使用することなく独自に開発したもの
3. 第1項の規定にかかわらず、受領者は、法令等又は政府機関等の判断等により要求された

場合には、あらかじめ開示当事者に書面で通知した上、必要最小その限度において秘密情報を開示することができる。

#### 第9条(譲渡禁止)

各当事者は、相手方当事者の書面による事前の承諾を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務を直接又は間接を問わず、第三者に譲渡、移転若しくは承継させ、又は担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。

#### 第10条(本契約の変更等)

甲及び乙は、本契約の締結後、効力発生日までの間に、本事業に関する資産、債務その他の権利義務に重大な悪影響が生じた場合は、両者の合意により、本契約に定める条件を変更し、または本契約を解除することができる。

#### 第11条(誠実協議)

本契約に定める事項のほか、本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上で定めるものとする。

#### 第12条(準拠法及び管轄裁判所)

1. 本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。
2. 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上の合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印(または電子署名)を行い、各1通を保有する。(電子署名の場合は、各々電子署名を付した電子データを保存する。)

2024年8月14日

甲 東京都千代田区紀尾井町3番12号

株式会社ココバリ

代表取締役 CEO 近藤 繁



乙 東京都墨田区石原2-21-1

株式会社フローリー

代表取締役 大須賀 清隆



別紙 本承継対象権利義務

1. 資産

甲が、本契約の効力発生日の前日終了時に本事業に関して保有する資産(当該資産には、以下の商標権も含む。)

【商標権目録】

登録番号	登録日	
第 6155433 号	令和 1(2019)年 6 月 21 日	
第 6253157 号	令和 2(2020)年 5 月 20 日	FLOW

2. 負債

甲が、本契約の効力発生日の前日終了時に本事業に属する負債及び債務(未発生の潜在債務を含む。)

3. 契約上の地位

甲が、本契約の効力発生日の前日終了時に本事業に関して締結している契約上の地位(本事業に係る業務を行う従業員等との労働契約等は除く。)

以上

(別紙2) 吸収分割承継会社成立の日における貸借対照表

科目	金額	科目	金額
資産の部		純資産の部	
【流動資産】		【株主資本】	
現預金	1,000,000	資本金	1,000,000
流動資産合計	1,000,000	株主資本合計	
		純資産合計	1,000,000
資産合計	1,000,000	負債純資産合計	1,000,000